

保険給付等について公金受取口座を利用することの届出

年 月 日

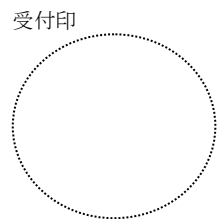
京阪グループ健康保険組合 御中

保険給付等の申請にあたり、下記内容にて公金受取口座を利用します。

被 保 険 者 記 入	A・Bのどちらか一方を記入	A. 保険証記号一番号	※個人番号記入時の注意 ①被保険者証の記号番号を記入した場合は個人番号は記載不要です。 ②個人番号を記入した場合、申請書は申請者が直接健康保険組合の窓口 に持参するか、書留郵便等で送付してください。なお申請書について 番号確認および身元確認を行いますので、窓口を持参の場合はマイナ ンバーカードをお持ちください。送付の場合は、マイナナンバー上記書類 の写しを同封してください。			
		—				
		B. 個人番号				
	事業所名			所 属		
	被保険者 氏名					
給付等を受けようとするものの数字を○で囲んでください。 ※下記にないものは公金口座利用の対象外です。						
1. 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費						
2. 傷病手当金						
3. 埋葬料						
4. 出産育児一時金						
5. 出産手当金						
6. 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費						
7. 家族埋葬料						
8. 家族出産育児一時金						
9. 高額療養費及び高額介護合算療養費						
10. 任意継続被保険者の前納保険料の還付						

- (公金受取口座利用にあたってご留意いただきたいこと)
- 本紙は、保険給付等の申請書・届出書と一緒にご提出ください。
その際、書類が分離しないよう、クリップ等で留めてください。
 - 被保険者が公金受取口座としてマイナポータル等であらかじめ指定した口座に振り込みます。
 - 被保険者等が公金受取口座情報を登録・変更・抹消した場合、預貯金口座の実在性の確認等が行われるため、登録した情報等の反映までには数日程度を要することがあり、変更前の口座に振り込みされる場合があります。
 - 情報連携により公金受取口座情報を取得できなかった場合や、取得した口座に振込手続きを行った結果振込不能となった場合には、申請者に確認し、振込口座の再確認などをいたします。
 - 支給申請書の記載名と公金受取口座の名義が異なる場合には、申請者に対して申請情報に誤りがないか等を確認したうえで振り込み手続きを進めます。
なお、申請者名と口座名義が一致しない場合として以下が考えられますが、マイナンバーカードに旧姓（旧氏）併記をしている場合や、住民票に通称名を登録している場合でも、当該名称を公金受取口座の名義として登録することは可能です。
① 公金受取口座が旧姓（旧氏）名義の口座である場合 ② 公金受取口座が通称名義の口座である場合
 - 給付対象が複数月にまたがり申請・届出が複数回となる場合も、それぞれの申請・届出ごとに公金受取口座利用を確認しますので、公金受取口座の利用を希望される場合は各申請・届出ごとに公金受取口座の利用届出を行ってください。

健康保険組合使用欄



常務理事	事務長	係	伺年月日	No.